

#### Q6-17 源泉税について教えてください。

台湾における所得税の納税は、所得者自身が申告納付する「申告納税方式」が基本となっていますが、配当金、給与、利息、賃貸料、手数料、権利金、賞金、解雇手当、退職金、自己都合の退職金、終身年金、保険給付に属さない養老年金などの特定の台湾源泉所得については、「源泉徴収制度」を採用し、支払い者が源泉徴収義務を負います(所得税法第 88 条)。

ただし、法人居住者が、コミッション、賃貸料、ロイヤルティあるいは技術サービス料を受け取り統一發票を発行する場合、源泉徴収の対象にはなりません。

居住者への支払いに対する源泉税については、支払月の月末から 10 日以内に税務当局に納付しなければなりません。また、原則として翌年の 1 月末までに源泉徴収票を作成し源泉徴収税額を税務当局に申告した上で、2 月 10 日までに交付を要求する納税義務者に対して源泉徴収票を交付しなければなりません。

非居住者への支払いに対する源泉税については、支払日から 10 日以内に税務当局に納付し、源泉徴収票を作成し源泉徴収税額を税務当局に申告した上で、納税義務者に源泉徴収票を渡さなければなりません。台湾に固定的営業場所がない外国法人は、サービス料、賃貸収入、その他の台湾源泉所得を受け取った場合、源泉税が課されます。この収入に関して、対応する原価が立証できる場合は、支払日から 5 年以内であれば台湾内に納税代理人を指名し、証明書類により裏付けられる原価を控除して、税金還付を申請することもできます(所得税法第 8 条に規定する中華民国源泉所得の認定原則第 15 条)。

なお、日台租税協定による優遇税率に該当する所得の場合、国内法と比較してより有利な税率を適用することが可能となりますが、適用には所定の申請が必要となります(Q6-18 参照)。

次の表は、所得の種類別に台湾の源泉税率をまとめたものです。

所得の種類	居住者		非居住者
	個人	法人	個人・法人 <sup>(*4)</sup>
配当金	N/A	N/A	21%
コミッション	10%	N/A	20%
賃貸料(動産) <sup>(*1)</sup>	10%	N/A	3%,20%
賃貸料(不動産)	10%	N/A	20%
公社債等の利子	10%	10%	15%
その他の利子	10%	10%	20%
ロイヤルティ	10%	N/A	0%,20% <sup>(*3)</sup>
技術サービス料 <sup>(*1)</sup>	10%	N/A	3%,20%
賞金／報奨金 <sup>(*2)</sup>	10%,20%	10%,20%	20%
専門家報酬	10%	N/A	20%

( \* 1 ) 税務当局の認可を受ければ、3%の源泉税率が適用可能。

( \* 2 ) コンクールやゲームの賞金については、居住者には 10%、非居住者には 20%がそれぞれ適用される。政府が発行する宝くじについては、NT\$2,000 以下の当選金は源泉徴収の対象とならないが、NT\$2,000 超の場合、その超過額に対して 20%の税率で源泉税が課される。

( \* 3 ) 新しい生産技術もしくは製品の導入等であるとして經濟部工業局より個別に認可を受けた場合は免税となる。

( \* 4 ) 非居住者の税率については、日台租税協定適用されると優遇税率が適用される。